

日帰り人間ドック施設の指定内規

公益社団法人全日本病院協会

1. 健康保険組合連合会（以下、「健保連」という）と公益社団法人全日本病院協会（以下、「全日病」という）との「日帰り人間ドックに関する契約書」第3条の規定に従い、全日病が指定基準を定めて審査のうえ認定するものとする。
2. 実施指定施設の認定は、日帰り人間ドックの実施を希望する施設から提出された指定申請書（様式1）により、全日病の任命する日帰り人間ドック実情調査委員が実情視察して得た報告書（様式2）にもとづき、全日病常任理事会が決定する。
3. 指定基準は次のとおりとする。
 - (1) 全日病正会員または準会員であり、日帰り人間ドックの主旨を十分理解していること。
 - (2) 人間ドック健診の実績が1年以上あること。
 - (3) 過去に事件、事故などにより民事訴訟を申し立てられた施設、または、現在係争中の施設からの申請は、処分が終了してから2年以上の期間が経過していること。
 - (4) 過去に行政処分、刑事処分を受けた施設、または、現在係争中の施設からの申請は、処分が終了してから3年以上の期間が経過していること。
 - (5) 健診団体連絡協議会が定めた「適切な健保連人間ドック健診に臨まれる要件」を満たしていること。

付 則

1. 実施指定施設は全日病正会員または準会員、1施設につき、日帰り人間ドック1指定とする。
ただし、平成21年4月以前に人間ドック実施指定施設として認定されたクリニック・健診センター等については、継続できるものとする。
2. 実施指定施設は、日帰り人間ドック実施状況報告書を翌年1月末日までに全日病人間ドック委員会に報告するものとする。
3. 指定基準に満たない事項が生じた場合には、当該施設に善処を求め状況によっては認定を取消すことがある。
4. 日帰り人間ドックに必要な諸検査は原則として自施設で行うものとする。但し、全日病人間ドック委員会が外注施設、検体の集配条件、精度管理状況等を調査のうえ、適切と認めた場合は外注することができる。
5. 日帰り人間ドック担当の専任医師に変更があった場合には、その旨速やかに全日病人間ドック委員会に報告するものとする。
6. 指定施設は、3年毎に認定を更新する。
平成26年4月更新時より、更新手数料を50,000円納入すること。
ただし、更新日までの3年間に「全日本病院学会」に参加した施設については参加証(写し)の提示により、更新手数料を次のとおり減免する。
 - (1) 「全日本病院学会」の参加による減免については、平成21年度より適用する。
 - (2) 「全日本病院学会」に参加した施設の減免額は1学会につき10,000円とする。
 - (3) 「全日本病院学会」1学会あたり複数人参加しても減免額は10,000円とする。
 - (4) 平成26年4月の更新手数料に限り、平成21年度～平成25年度の「全日本病院学会」を対象とし、毎年参加することで最大50,000円の減免とする。
 - (5) 平成29年4月以降の更新手数料については、更新日までの3年間の「全日本病院学会」を対象とし、毎年参加することで最大30,000円の減免とする。
7. この指定内規は平成21年10月1日より実施する。
8. 日帰り人間ドック実施指定施設の認定に関し、次の費用を納入すること。

指定料	100,000円 (指定時1回限り、日帰り人間ドック認定プレート含む)
年会費	30,000円 (初年度については、承認後年度末までの月割分)
9. 平成25年4月1日からの公益社団法人化に伴う定款変更により、会員を正会員、賛助会員を準会員に変更する。